

防犯灯の設置補助金交付制度	<p>【担当】 市民文化局地域安全推進課 ☎200-2284 区役所 危機管理担当 ☎965-5114</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------

市の設置基準を満たさない場所への防犯灯の新設やESCO事業の対象とならず自主管理となっている防犯灯の更新に係る経費は、防犯灯設置補助金を利用するることができます。

なお、防犯灯設置補助金を利用して設置した防犯灯は、市へ維持管理を移管することはできませんので、御注意ください。

【交付額】 LED防犯灯：設置費用の2／3以内（限度額4万円）

専用柱：上記補助金に加算（限度額2万円）※設置する場所に電柱等がない場合に設置する柱

※蛍光灯や水銀灯、インバータ灯などの設置は、補助の対象外となります。

【手続き】毎年6月に町会長・自治会長あてに送付する「防犯灯設置補助金事前ントリーシート（仮）」に必要事項を記入し、区役所窓口に御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で補助していきます。

防犯灯の管理費及び補修費補助金交付制度

【担当課】
区役所 危機管理担当
☎965-5114

ESCO事業の対象とならず自主管理となっている防犯灯の維持管理に係る経費は、防犯灯管理費及び補修費補助金を利用することができます。

【交付額】 管理費補助

当該年度の4月分の電気料支払実績から算出した経費に12を乗じた金額を限度（ただし、契約容量が40ボルトアンペアを超える防犯灯の場合は、当該年度の4月分の電気料支払実績から算出した経費に12を乗じた額の10分の9を限度）

補修費補助

当該年度の4月1日時点で管理している防犯灯1,100円／灯

【手続き】毎年6月に、町内会長・自治会長あてに送付する書類に必要事項を記入し、区役所窓口において申請してください。

※保険制度（防犯灯管理者賠償責任保険）あり。

防犯カメラの設置補助金交付制度	<p>【担当】 市民文化局地域安全推進課 ☎200-2284 区役所 危機管理担当 ☎965-5114</p>
<p>防犯カメラの設置に係る経費は、防犯カメラ設置補助金を利用することができます。</p> <p>【交付額】新規設置に必要な額の10分の9以内（限度額：324,000円／台）</p> <p>【手続き】毎年6月に町内会長・自治会長あてに送付する「防犯カメラ設置補助金事前エントリーシート（仮）」に必要事項を記入し、区役所窓口に御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で補助していきます。</p>	

自主防災組織活動助成金交付制度	<p>【担当課】 区役所 危機管理担当 ☎965-5115</p>																							
<p>自主防災組織の平常時における活動の活性化と、災害発生の際にその機能を充分發揮できるよう、訓練等実施に対し活動助成金を交付しています。</p> <p>【交付額】下記表のとおり。ただし、自主防災組織の構成世帯数により、年度内助成額に上限があります。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1回の参加人数</th> <th colspan="3">1回の活動に交付できる金額</th> </tr> <tr> <th>訓練を行った場合</th> <th>啓発活動を行った場合</th> <th>訓練と啓発活動を同時に行った場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人～49人</td> <td>12,000円</td> <td>3,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>50人～300人</td> <td>24,000円</td> <td>6,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>301人～500人</td> <td>32,000円</td> <td>8,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>501人～</td> <td>40,000円</td> <td>10,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【手続き】随時受付けしています。防災訓練などの助成金の対象となる活動を実施した場合、申請をしてください。</p>	1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額			訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合	20人～49人	12,000円	3,000円	15,000円	50人～300人	24,000円	6,000円	30,000円	301人～500人	32,000円	8,000円	40,000円	501人～	40,000円	10,000円	50,000円
1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額																							
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合																					
20人～49人	12,000円	3,000円	15,000円																					
50人～300人	24,000円	6,000円	30,000円																					
301人～500人	32,000円	8,000円	40,000円																					
501人～	40,000円	10,000円	50,000円																					

**自主防災組織防災資器材購入
補助金交付制度**

【担当課】

区役所 危機管理担当

☎965-5115

自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材（原則として川崎市が定めた品目）の購入費を補助しています。

【交付額】防災資器材の購入に要する費用の2分の1の額もしくは次の額を上限とする。 ※①と②を合算した金額を限度とする。

①組織割（1 自主防災組織につき） 300,000 円

②世帯割（1 世帯につき） 600 円

【手続き】自主防災組織本部長あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。（毎年受付可能期間が設定されます）

2 環境美化関係

- ◆ 資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度
- ◆ 廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度

資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度	【担当課】 環境局 生活環境部減量推進課 ☎200-2579
ごみの減量とリサイクルを促進するため、資源集団回収を実施する町内会等の実施団体に対し奨励金を交付しています。	
【交付額】 3円／kg 【手続き】 每年6月頃に実施団体あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。1～6月分は7月末まで、7～12月分は翌年1月末までに申請をしてください。※登録内容の変更がありましたら、「川崎市資源集団回収事業登録団体登録変更届（第2号様式）」を提出してください。様式がお手元にない場合は、多摩生活環境事業所（電話933-4111）へご連絡ください。	

廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度	【担当課】 環境局 生活環境部減量推進課 ☎200-2580
廃棄物減量指導員を有する住民組織団体等に報償金を交付しています。	
【交付額】 19.9円／世帯 (平成29年度実績) ※最低 5,000円（千円未満の金額は切り捨て） 【手続き】 每年12月に町会長、自治会長、理事長あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。	

3 広報紙関係

- ◆ 市政だより等配布謝礼金
- ◆ 議会かわさき配布謝礼金
- ◆ 選挙公報配布謝礼金

市政だより等配布謝礼金

【担当課】

総務企画局シティプロモーション推進室

☎200-2287

市政だより・県のたより等を各家庭に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。

議会かわさき配布謝礼金

【担当課】

議会局 広報・報道担当

☎200-3377

議会かわさきを各家庭に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。

選挙公報配布謝礼金

【担当課】

麻生区選挙管理委員会事務室

☎965-5109

選挙公報を各世帯に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。

4 町会・自治会活動関係

<p>麻生区町内会事業提案制度 (麻生区地域課題対応事業)</p>	<p>【担当課】 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113</p>
町会・自治会が行う事業を区が募集し、認定を受けた町会・自治会が委託事業として実施します。	
<p>【対象事業】地域の課題解決に資する事業</p> <p>※慰安旅行会や〇〇町会設立〇周年記念誌の発行、物品の購入のみなどの事業は対象となりません。</p> <p>【募集期間】 1次募集 平成30年1月15日～2月28日 (事業開始4月1日以降) 2次募集 平成30年3月1日～5月31日 (事業開始7月1日以降)</p> <p>※2次募集締切後、予算に余裕がある場合に限り12月14日まで、隨時申請の受け付けを行います。詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>	

各制度の詳細な内容については、各担当課へお問合せください。なお、町会・自治会への依頼時期や区などへの手続き等の時期については、変更される場合がありますので、御注意ください。

5 表彰制度

	目的	対象
川崎市自治功労者表彰	地域住民の福祉増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰する。	町内会・自治会長等の職に通算10年以上就き、地域住民の福祉増進及び住民自治の振興に係る実践活動を行い、他の模範として、表彰に値する者。
町内会・自治会永年勤続功労者表彰	町内会・自治会等の会長として永年にわたり地域住民の福祉向上、住民自治の振興及び市政の発展に尽力し、功績顕著な者を表彰する。	町内会・自治会長の職にあり、通算して10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年、45年、50年以上にわたり、町内会・自治会長職にあり、その功績が顕著な者。
川崎市全町内会連合会感謝状贈呈	町内会・自治会等の住民組織に功績のあった者に感謝状を贈呈する。	通算して5年以上、町内会・自治会長の職にあり、その功績が顕著な者
麻生区地域功労賞 (麻生区地域課題対応事業)	地域の振興及び市民生活の向上に貢献し、顕著な功績のあった個人又は団体を表彰する。	区内で活動している左記に該当する個人又は団体

(3)自治会活動に係る保険制度について（平成30年4月1日現在）

- 1 自治会活動保険
- 2 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

1 自治会活動保険

自治会活動保険	【担当課】 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
自治会が所有、使用もしくは管理する施設に起因する、または自治会が行う自治会活動の遂行に起因する偶然な事故および住民が自治会活動等に従事または参加している間に発生した偶然な事故から「自治会と住民」をお守りする保険です。保険会社と麻生区町会連合会が契約を締結し、加入します。麻生区町会連合会が代表して契約することで通常より20%の割引きを受けています。	
【対象】麻生区町会連合会に加入している町会・自治会（要申込。任意加入）	
【申込締切】平成30年5月18日（金）（予定）まで	
【保険期間】平成30年7月1日から1年間	
【内容】補償対象・内容・金額、保険料等については、保険パンフレットを参照していただけます。担当課までお問合せください。	

2 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度	【窓口】 川崎市市民活動センター ☎430-5566
市民の皆さん安心してボランティア活動に取り組めるよう、市が損害保険会社と保険契約を行い、補償制度の運用を公益財団法人かわさき市民活動センターが行う制度です。事前登録や加入、契約等の手続きは不要です。	

※民間保険会社にもボランティア活動やイベント用の保険商品がありますので、お近くの保険会社や保険代理店でお尋ねください。

参考資料1 町会への加入促進の取り組み事例

(平成29年度麻生区町会連合会視察研修会アンケートより)

取り組み事例	町会名 (町会No. 順)
○新築住宅の建築時には不動産会社にお願いし、集合住宅には管理会社に協力をお願いして町会加入促進に取り組んでいる。既存の未加入者については声かけをしているが難しい状況にある。	片平町内会
○新規に引っ越してきた世帯に対し、引越しのお祝いを兼ねた町会説明会を年1～2回行っている。	五力田町内会
○子どもたちが町会行事に興味を持てば親世代からの町会への協力が増えると考え、ハロウィン等子どもたち向けのイベントに力を入れている。 ○転入者があれば、班長さんが町会への入会案内を持参して加入の案内をしている。 ○アパート等に新規加入世帯があれば、オーナーに加入のお願いをする。	万福寺町内会
○賃貸アパート、マンションの大家さんに加入促進を働きかけをしている。	栗木町内会
○新築の戸建住宅があった場合には、町内会通信を持参し町内会の活動に理解を得てから加入依頼をすると、ほぼ加入してもらえている。 ○マンションの場合は、オーナーにお願いをして加入を促進し地元の人がオーナーの場合は、ほぼ加入してもらえている。	黒川町内会
○町会でのイベントを充実させ、老若の垣根を無くし幅広い世代に町会活動をアピールし町会の加入促進へつなげている。	はるひ野町内会
○アパートのオーナーへ町会加入を勧誘している。 ○防犯活動で安否確認旗を配り、掲示訓練をする等して、目に見える形で町内会活動を宣伝し、町内会活動に理解を得て加入促進につなげている。	岡上町内会

○当自治会はマンションになるので、マンション入居時に自治会に加入してもらうようにしている。	サーブラス柿生自治会
○各ブロックの担当者が、未加入世帯を訪問し、町内会活動と加入の依頼書の説明を行っている。	早野町内会
○自治会内に約1,700世帯あり、そのうちの約500世帯の未加入世帯に対し、加入のお願いをポスティングしている。	下麻生自治会
○新築物件については、不動産会社に町会加入についての協力のお願いをするか、町会の理事さんに直接加入促進の働きかけをしていただいている。	王禅寺町内会
○各班長から新規転入の連絡をもらい、町内会パンフレットをポスティングしたり、訪問して町会活動の説明をして加入促進している。	真福寺町内会
○自治会の加入率は97%程度と思われますが、高齢により町会活動ができないことを理由とした脱会者が増えないために、高齢の方には町会の仕事の分配の削減を検討している。	日生百合ヶ丘自治会
○近隣の不動産会社に自治会内への賃貸住宅を含めて転入者があった場合は、不動産契約時に転入者に町会加入していくだけよう協力してもらっている。	新百合ヶ丘第5自治会
○未加入世帯に対して、町会加入促進のチラシをポスティングしている。	東百合丘町会
○当自治会の概要をまとめたリーフレットを作り、各班の班長に、新規転入があった世帯に対して声かけをしながら配布してもらっている。	有楽自治会

※以上の内容について、実施町会に詳しい話を聞きたい等ありましたら事務局に御連絡ください。

事務局 麻生区役所地域振興課 TEL 044-965-5113
 FAX 044-965-5201
 メール 73tisin@city.kawasaki.jp

参考資料2 H28・29年度新任町会長自治会長研修の内容について

(1) 平成28年度・H28年8月4日(木) 開催

「個人情報保護の仕組み」

※講師 弁護士 牧田潤一郎

○個人情報保護法について

○名簿作成・利用上の注意等

※資料提供のみになります。

民生委員の選び方

高齢化対策

※講師 五力田町内会会長 鈴木正視

○民生委員児童委員とは・新任民生委員を探すには

○町会における高齢化対策取り組み事例紹介等

防災の取り組み

※講師 新百合ヶ丘自治会自主防災組織本部長 樋口誠

○新百合ヶ丘自治会における防災の取り組み事例の紹介等

防犯の取り組み

町会だよりの発行、町会ホームページの開設 ※講師 岡上町内会会長 宮野敏男

○岡上町内会における防犯の取り組み及び防犯カメラの設置

○町会だより及び町会ホームページを開設している町会の紹介等

町会自治会の規約作成

役員(班長)マニュアル作成

※講師 真福寺町内会会長 井上俊夫

○町会自治会の規約作成例の紹介

○真福寺町内会班長マニュアル作成事例の紹介等

町会自治会の法人化(認可地縁団体化)

※講師 栗木町内会会長 仲林久夫

○認可地縁団体とは

○地縁団体のメリット・デメリット等

(2) 平成29年度・H29年6月9日(金) 開催

町内会・自治会の規約作成について ※講師 真福寺町内会会长 井上俊夫

○規約作成上の注意点

○役員(班長)マニュアル作成について

○町内会・自治会の法人化(認可地縁団体化)について

民生委員児童委員の組織と活動 ※講師 五力田町内会会长 鈴木正視

高齢化対策と災害時要援護者避難支援制度について

○民生委員児童委員とは・新任民生委員を探すには

○五力田町内会における高齢化対策、災害時要援護者避難支援制度と救急医療情報キットについて。

防災の取り組み ※講師 麻生区自主防災組織連絡協議会会长 樋口誠

○新百合ヶ丘自治会における防災の取り組み事例の紹介等

防犯活動について、防犯カメラの管理運用基準について

町会だより、ホームページ、名簿発行 ※講師 岡上町内会会長 宮野敏男

○岡上町内会における防犯の取り組み及び防犯カメラの設置

○町会だより及び町会ホームページを開設している町会の紹介等

※以上の内容について、資料が欲しい、話を聞きたい等ありましたら事務局に御連絡ください。

事務局 麻生区役所地域振興課 TEL 044-965-5113

FAX 044-965-5201

メール 73tisin@city.kawasaki.jp

参考資料3 麻生区役所等分野別お問合せ先

業務内容	電話番号	問合せ先
戸籍・住民票など		
住所の異動届出、印鑑登録、個人番号カード、 国民健康保険・国民年金の加入・脱退	965-5122	
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、 戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の 発行、住居表示の証明	965-5212	区役所区民課
出生・死亡・婚姻等の届出、埋火葬の許可	965-5123	
年金・保険		
国民年金について	965-5153	区役所保険年金課
厚生年金について	888-0111	日本年金機構高津年金事務所
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、 介護保険料の納付・納付の相談について	965-5252	
国民健康保険の資格・賦課について	965-5189	
国民健康保険の給付・福祉医療費助成について	965-5264	
後期高齢者医療の資格・賦課・給付、 介護保険の資格・賦課について	965-5188	
介護保険の認定・給付について	965-5198	区役所高齢・障害課
税金		
市・県民税の申告	543-8958	しんゆり市税事務所市民税課
市税の納付・相談	543-8982	しんゆり市税事務所納税課
市税口座振替について	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
課税(所得)・非課税・納税証明書		
軽自動車税	200-3963	かわさき市税事務所市民税課
普通自動車税・不動産取得税	833-1231	高津県税事務所
法人市民税・事業所税の申告	200-3966	かわさき市税事務所法人課税課
法人県民税・法人事業税・個人事業税	833-1231	高津県税事務所
固定資産税・都市計画税(土地)	543-8971	
固定資産税・都市計画税(家屋)	543-8973	しんゆり市税事務所資産税課
固定資産税(償却資産)		
固定資産の評価証明書	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
所得税・相続税・贈与税・消費税・法人税	965-4911	川崎西税務署
自動車などの登録・廃車		
普通自動車、バイク(125cc超以上)の登録・廃車など	050-5540-2036	川崎自動車検査登録事務所
軽自動車の登録・廃車など	050-3816-3118	軽自動車検査協会神奈川事務所
原動機つき自転車(125cc以下)の登録・廃車など	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
区役所無料相談		
専門相談 弁護士、司法・行政書士、税務、 宅地建物、まちづくり、住宅、 ろうあ者、人権、行政などの相談	965-5119	区役所地域振興課 ※相談は、当日の窓口先着順で受け付けています。希望者が多い場合は、相談が受けられないこともあります。
認定司法書士・税理士による相談(予約制)	200-3939	※予約申し込み先(サンキューコールかわさき)
子ども		
育児相談・子育て支援・乳幼児健康診査・母子健康手帳交付	965-5234	区役所地域支援担当
保育園に入園させたい	965-5158	区役所児童家庭課
児童手当について	965-5121	区役所区民課
児童扶養手当について	965-5158	区役所児童家庭課
特別児童扶養手当について	965-5159	区役所高齢・障害課
高齢者		
高齢者福祉相談	965-5148	区役所高齢・障害課
高齢者への就業機会の提供	980-0131	川崎市シルバー人材センター北部事務所
福祉とボランティア		
生活にお困りの方	965-5345	区役所保護課
身体障害者・知的障害者・精神障害者の制度利用について	965-5159	区役所高齢・障害課
民生委員・児童委員について		
日本赤十字について	965-5156	区役所地域ケア推進担当
医療・衛生		
医療費の公費負担について 指定難病、せんそく、被爆者、被爆者の子ども 養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患 精神通院医療、更生医療 重度障害・小児・ひとり親等医療費助成	965-5156 965-5158 965-5159 965-5264	区役所地域ケア推進担当 区役所児童家庭課 区役所高齢・障害課 区役所保険年金課
カビ・ダニなど住まいの衛生相談	965-5164	区役所衛生課
食中毒ほか食品に関する苦情・相談	965-5164	
資源物とごみ		
粗大ごみの申込み	930-5300	粗大ごみ受付センター
資源物とごみに関する相談	933-4111	多摩生活環境事業所
ペット・動物		
犬の登録・狂犬病予防・動物愛護	965-5164	区役所衛生課
犬・猫など小動物の死体処理	933-4111	多摩生活環境事業所
はちの巣の駆除相談	965-5163	区役所衛生課
道路・公園など		
道路・河川・公園・街路樹・放置自転車等について	954-0505	麻生区役所道路公園センター
幹線道路の工事について	955-1200	川崎市北部都市基盤整備事務所
区の事業		
庁舎管理	965-5108	
国勢調査・区選挙管理委員会	965-5109	区役所総務課
広報(市政だより、区ホームページ)、区民会議	965-5112	区役所企画課
防犯・交通安全	965-5114	
防災	965-5115	区役所危機管理担当
自治会・町内会・青少年指導員会など	965-5113	
市民活動の推進・協働事業の推進	965-5116	
スポーツ振興に関すること・スポーツ推進委員会など	965-5223	
区民相談(各種相談の総合案内)・ふれあいネットへの利用 者登録等受付(市施設利用予約システム)	965-5119	区役所地域振興課

